

消防救第44号
令和8年3月16日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」
の一部を変更する協定（第1回変更）等について

平素より、救急行政の推進について御尽力いただき御礼申し上げます。

救急出動先からの帰署時の高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）通行料金の取扱いについては、消防庁と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3高速道路会社」という。）の間で、「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」を締結し、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年国土交通省告示第1065号。以下「告示」という。）第3号に該当する消防活動のため使用する車両の高速道路の通行料金の取扱い等について定め、「消防活動のため使用する車両の高速道路通行料金の取扱いに係る協定等について」（令和3年1月15日付け消防救第8号）によって周知したところです。

今般、国土交通省から運用改善に向けた方向性が示されたことを踏まえ、消防庁と3高速道路会社の間で、別添のとおり「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」の一部を変更する協定（第1回変更）（以下「変更協定」という。）を締結しました。

貴職におかれましては、本通知及び変更協定の内容について御了知の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 変更協定の概要

- (1) 通行が予定される高速道路の経路上において、従前の協定では、複数の料金所を通行する場合は料金所ごとに公務従事車両証明書（以下「証明書」という。）を料金所係員に手交することが必要であったところ、途中料金所では証明書の料金所係員への提示による通行を可能とし、最終退出料金所でのみ証明書を手交することとした。つまり、途中料金所の有無にかかわらず、片道1枚の証明書による高速道路の無料通行を可能としたこと。
- (2) 従前では、証明書による通行は不可としていたスマートインターチェンジにおいても、証明書の利用により、料金所係員の指示に従い通行することを可能としたこと。なお、ETC専用料金所（「サポート」又は「ETC／サポート」と表示されたレーンに限る。）についても、同様の取扱いであることを明示したこと。
- (3) (1) 及び(2)の変更を踏まえ、証明書の様式を変更したこと。
- (4) 証明書発行状況表の作成は不要としたこと。

2 適用開始年月日

令和8年4月1日

3 各消防機関における従前の高速道路無料通行の運用について

(1) 覚書等の書面を締結した上で高速道路を無料通行している場合

現在、3高速道路会社との間で覚書等の書面を締結した上で、出勤先からの帰署時に高速道路を無料通行している消防機関にあっては、従前の運用を継続することも差し支えない。

ただし、上記の覚書等の書面の中には、旧日本道路公団との間で締結されているなど、作成から月日が経過し、現状に即していない部分が生じているものもあるとの指摘があることから、各消防機関は当該覚書等の書面の内容を再度確認の上、所要の見直しが必要と判断される場合には、機会を捉え、今回の変更協定を踏まえた見直しや、変更協定の内容に基づいた各消防機関と高速道路会社との間の協定（以下「新協定」という。）を締結し、新協定を高速道路の通行に直接適用する取扱いへの変更を図るなど、適切な対応に努めていただきたい。

なお、その際、従前から、貴部（局）において管内消防機関と関係高速道路会社との間における覚書等の書面の締結に関与されている場合には、引き続き、管内消防機関と関係高速道路会社との間の調整を図るなど、円滑な運

用に配慮いただきたい。

(2) 覚書等の書面を締結することなく高速道路を無料通行している場合

現在、3 高速道路会社との間で覚書等の書面を締結することなく、口頭申し合わせ等の運用に基づき、出勤先からの帰署時に高速道路を無料通行している消防機関にあっては、当該運用の明確化等のためにも、今回の変更協定を踏まえた運用の見直しや、新協定を締結し、直接適用する取扱いへの移行を図るなど、適切な対応に努めていただきたい。

4 首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについて

首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについては、「首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについて」（令和5年2月27日付け消防救第41号）によって周知したところであるが、変更協定を踏まえた通行手順の変更については、現在、各社に確認しているところであり、その内容については、必要に応じ周知する予定である。

5 地方道路公社が管理する有料道路を利用する場合について

出勤先からの帰署時に地方道路公社が管理する有料道路を利用する場合の取扱いについても上記3を参考に、適切な対応に努めていただきたい。

6 その他

(1) 消防活動のため使用する車両の取扱いについて

従前より、「消防活動のため使用する車両に対する高速道路無料措置について」（令和2年11月19日付け国土交通省道路局高速道路課事務連絡）において、「救急車が出勤先から所属の消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定するものをいう。）へ帰署する活動」が告示第3号の消防活動に該当するかについては、「救急車が不在の状況の回避と次の出勤に備えた迅速な待機のために通行する場合、該当する」と解すると示されていることに留意されたい。なお、同事務連絡において、「消防車についても、上記の救急車の取扱いと同様」と解すると示されていることに併せて留意されたい。

(2) 緊急消防援助隊として出勤する車両の取扱いについて

本通知の規定にかかわらず、消防組織法第44条に基づく消防庁長官からの出勤の求め又は指示により緊急消防援助隊として出勤する車両については、別途周知する予定である。

(3) 緊急自動車の取扱いについて

従前より、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車としての救急出動時の高速道路の利用については、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 24 条第 1 項ただし書の規定により、無料通行が明確に可能とされており、スマートインターチェンジや ETC 専用料金所においても、公務従事車両証明書を必要とせずに、無料通行が可能であるので、念のため申し添える。

以上

【問合せ先】 消防庁救急企画室

竹田補佐、松田係長、三宅事務官

電話：03-5253-7529

Email: kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」の
一部を変更する協定（第1回変更）

東日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）、中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）、西日本高速道路株式会社（以下「丙」という。）及び消防庁（以下「丁」という。）は、令和3年1月15日付けで締結した「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第5条から第7条までを次のように改める。

（証明書の様式等）

第5条 証明書の様式は、別記様式1のとおりとする。

- 2 消防車両を使用する丁等の長（以下「証明書発行者」という。）は、消防車両について証明書を発行することができるものとする。
- 3 証明書発行者は、消防車両1台ごとに、通行1回につき、1枚の証明書を発行するものとし、必要数を超える証明書を発行してはならない。
- 4 証明書の有効期間は、発行の日から1箇月とする。

（証明書による通行方法）

第6条 丁等は、公務利用する場合は、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合であっても、1枚の証明書により通行できるものとする。

- 2 丁等は、入口料金所において通行券を発行し、出口料金所で料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、入口料金所で通行券を受け取り、出口料金所で通行券及び証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- 3 丁等は、入口料金所又は出口料金所にて、区間毎に設定された料金又は均一の料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- 4 丁等は、前2項に定める場合であって、料金精算機を設置している料金所、スマートインターチェンジ又はETC専用料金所（「サポート」又は「ETC／サポート」と表示されたレーン（以下「サポートレーン」という。）に限る。）を通行するため証明書を料金所係員に手渡しできない場合は、インターフォンを押下する等により料金所係員を呼び出し、その指

示に従い通行する。

- 5 丁等は、第2項及び第3項に定めのない料金徴収方式の高速道路において証明書により料金所を通行する場合は、当該料金所係員の指示に従い通行する。
- 6 丁等は、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合、最後に通行する料金所（以下「最終料金所」という。）以外の料金所においては、証明書を料金所係員に提示し、最終料金所においては、証明書を料金所係員に手渡し、それぞれ確認を受けたのち、通行する。

（証明書不携帯の場合の特例）

第7条 丁等は、前条の規定にかかわらず、公務利用する場合において、緊急やむを得ず証明書を携帯できなかったときは、当該車両の乗車員の身分証明書を料金所係員に提示し、当該乗車員の名刺に通行日時、出入口料金所名及び通行車両の自動車登録番号又は車両番号を記入のうえ、通行券とともに料金所係員に手渡しして通行することができるものとする。

2 丁等は、前項による通行で、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合、最終料金所以外の料金所においては、身分証明書及び名刺を料金所係員に提示し、最終料金所においては、名刺を料金所係員に手渡し、それぞれ確認を受けたのち、通行することができるものとする。

3 丁等は、前2項に定める場合であって、名刺を料金所係員に手渡しできないときは、料金所係員の指示に従い通行するものとする。

4 前3項に定める方法で通行した場合は、当該車両に係る証明書発行者は、速やかに、当該通行に係る所要事項を記入した証明書を発行し、通行券がある場合はこれを付して甲、乙又は丙が指定する場所に提出するものとする。

第2条 原協定第9条を次のように改める。

（公務利用の説明責任）

第9条 丁等は、証明書の発行に係る情報（通行年月日、通行道路名及び区間並びに自動車登録番号又は車両番号）を管理するものとし、甲、乙若しくは丙又は第三者から本協定に定める証明書の発行及び公務利用の事実について説明を求められたときは、丁等の責において対応するものとする。

第3条 別記様式1を別添のように改める。

第4条 別記様式2を削る。

附則

1 本協定は、令和8年4月1日から適用する。

本協定の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月16日

甲 東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由木 文彦

乙 中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 縄田 正

丙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝村 善治

丁 消防庁
次長 田辺 康彦

別記様式 1

公務従事車両証明書（消防）	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
通行道路名及び 通行区間	道路名 _____ _____ _____ I C から _____ I C まで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
<p>上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号に該当する用務の利用であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>発行者 職名 _____</p> <p>氏名 _____ ㊞</p>	
料金所使用欄	
<p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証明書は、車両1台ごとに、通行1回につき、1枚を使用する。なお、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合であっても、1枚の証明書により通行できるものとする。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から1箇月間とする。 3. 料金精算機を設置している料金所又はスマートインターチェンジについては、料金所係員の指示に従い通行すること。 4. ETC専用料金所については、サポートレーンにて料金所係員の指示に従い通行すること。 5. ETC専用レーン（スマートインターチェンジを除く）を本証明書で通行することはできない。 	

【注】発行番号は一連番号とする。用紙はA4サイズ（JIS規格）の片面印刷とする。